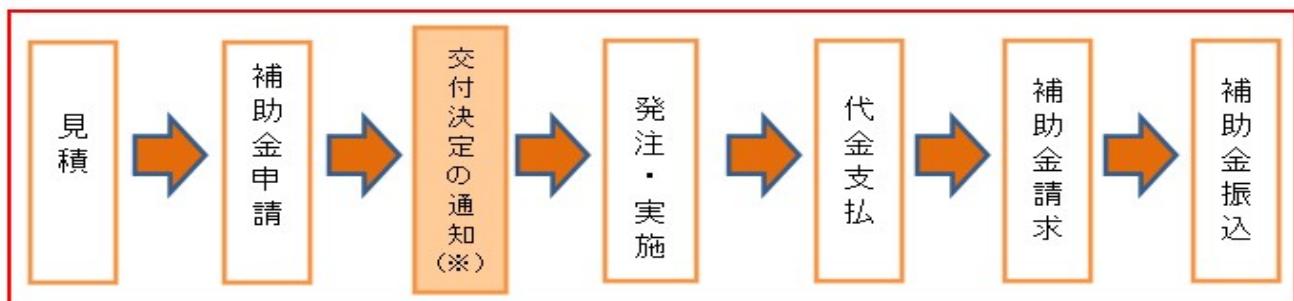


離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業 実施の手引き

1. 概要

離島のガソリン流通コスト対策事業(値引補助)により値引販売を行っているガソリン販売店が行う、予め指定された検査や検定等(以下「経費補助」)に要する費用について、「離島のガソリンスタンド等支援事業」と合わせて総額45万円まで補助します。

＜補助金申請から補助金受給までの流れ＞



(※)全石連が補助金交付を決定すると「交付決定通知書」を送付します。

交付決定通知書が届いてから発注してください。ただし、前年度から継続して値引き販売を行っている販売店であって、今年度事業の交付決定通知を受けた場合においては、前年度の2、3月に実施した分を事後申請することができます。

2. 補助金交付申請の方法

次の書類を各申請窓口まで送付して下さい。

(提出書類)

- ・離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業「交付申請書」(様式第1号の2)

(添付書類)

- ①「誓約書及び暴力団排除に関する誓約事項」原本

- ②別添「役員名簿」

* 氏名(カナ)、生年月日、性別、会社名、役職名を記載してください。

- ③2社以上の「見積書(写)」(※)

- ④前回の検査日や有効期限が分かるもの

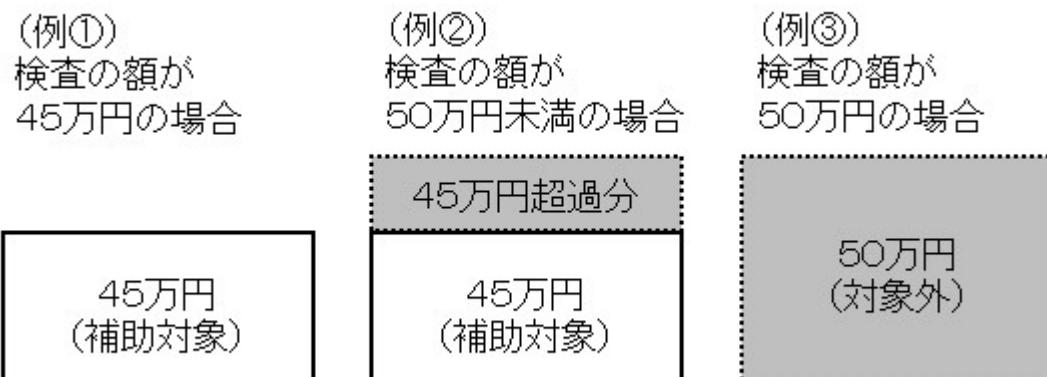
(結果報告書の写し、検査・検定済証の写しやシール貼付の写真等)

(※)既存の契約に基づき実施する場合は、「契約書」の写しと今回分の見積書の写しでも可。

3. 補助金交付上限額、申請回数

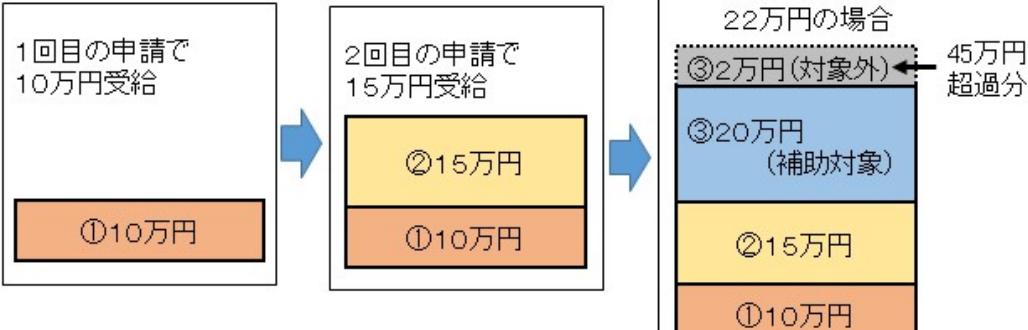
- ・補助金交付額は「離島のガソリンスタンド等支援事業(補修・購入)」と合計して、年間45万円(消費税除く)が上限です。(※)
- ・補助金が上限に達するまで、「離島のガソリンスタンド等支援事業(補修・購入)」と合計して年間原則3回まで申請できます。やむを得ず4回目以降の申請をお考えの場合は各申請窓口にご相談ください。
- ・申請1回につき、50万円未満(消費税除く)の経費補助を申請できます。
- ・複数の検査や検定の経費補助を行い、その代金の支払いが同時期となる場合は、1回に纏めて申請してください(補修・購入の申請と纏めることはできません)。
- ・金融機関の振込手数料について、取引額の内数(先方負担)となる場合は、補助対象です。

※ 申請1回あたりの経費補助の例



※ 2回目以降の申請の経費補助の例

【法定検査等】の申請と【補修・購入】の申請は合わせて3回までです



4. 補助金交付申請の最終期限

- ・申請の最終期限は、10月末の本会の最終営業日となりますので、期限までに各申請窓口宛に申請書類を送付してください。

5. 補助事業の実施

- ・全石連からお送りする「交付決定通知書」記載の『交付決定日』以降に発注し、検査や検定を行ってください。(※1)
- ・発注先への代金の支払いは、1月31日までに終了させてください。(※2)(※3)

(※1)交付決定日以前の検査実施や代金の支払をした場合は、補助対象にはなりません。

(※2)期限までに代金を支払わなかった場合は、補助対象にはなりません。

(※3)今年度の2月、3月に行った検査や検査は、翌年度事業の補助対象になります(予算措置されることが前提となります。)。ただし、申請は翌年度事業の補助金交付決定日以降に行ってください(事後申請となります)。

6. 補助金請求方法及び期限

検査や検定を行い、発注先への代金支払いが終了したら、次の書類を30日以内に各申請窓口までご提出ください。

※提出様式類は、交付決定通知書送付時に送付いたします。

(提出書類)(※)

- ・離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業「実績報告書」(様式第10号の2)
- ・離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業「支払請求書」(様式第14号の2)

(添付書類) ※写真以外は、原本ではなく「写=コピー」を送付してください。

- ①法定検査等…検査等の「結果報告書(写)」等(実施回数分)
- ②計量機検定…「結果報告書(写)」等、及び検定後の「検定証印(有効期限シール)の写真」
- ③発注先からの「請求書」
- ④発注先への「振込依頼票」等、支払の“完了”が確認できる書類
 - ・『現金支払』の場合は、発注先の「領収証(写)」※『現金支払』と明記
 - ・『小切手』での支払いの場合は、資金化されたことが分かる書類(当座勘定照合表)

7. 帳簿の保管等

- ・補助事業に係る購入等の支出及び補助金収入については、帳簿上他の収支と区別して管理してください。
(例)支出科目「〇〇年度 離島支援事業費」、
収入科目「〇〇年度 離島支援事業収入」等の科目を設定
- ・補助金申請等に関する書類及び会計帳簿については、事業年度終了後翌年度から5年間保存する必要があります。

8. 補助対象経費

石油製品販売設備及び揮発油販売業者の法定検査等

補助対象経費	例示等
(1)消防法第10条第4項の規定に基づく取扱所及び貯蔵所の定期点検	給油取扱所、移動タンク貯蔵所、一般取扱所等の法定点検
(2)計量法第72条に基づく計量機検定	石油製品販売に使用する計量器の検定
(3)品質確保法第16条に基づく揮発油の分析	登録分析機関に委託する揮発油分析

以上